

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2024年7月16日
【発行者名】	パトナム・インカム・ファンド (PUTNAM INCOME FUND)
【代表者の役職氏名】	業務執行副社長、主席経営責任者およびコンプライアンス連絡担当 ジョナサン S. ホーウィッツ (Jonathan S. Horwitz)
【本店の所在の場所】	アメリカ合衆国 02110 マサチューセッツ州 ボストン市 フェデラル・ストリート100番 (100 Federal Street, Boston, Massachusetts 02110, U.S.A.)
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 三 浦 健
【代理人の住所又は所在地】	東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所
【事務連絡者氏名】	弁護士 三 浦 健
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所
【電話番号】	03(6212)8316
【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	パトナム・インカム・ファンド (PUTNAM INCOME FUND)
【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券の金額】	クラスM受益証券について、34億アメリカ合衆国ドル(約5,017億円)を上限とする。
(注) アメリカ合衆国ドル(以下「米ドル」という。)の円貨換算は、便宜上、2024年1月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=147.55円)による。	
【縦覧に供する場所】	該当事項なし

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2024年4月12日に提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）につきまして、2024年7月15日付で管理運用会社を含むファンドの関係法人の一部に異動があったため、これに関する記載を訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

なお、本訂正届出書の記載事項のうち外貨数字の円換算については、直近の為替レートを用いておりますので、訂正前の為替レートとは異なっております。

訂正箇所を下線または傍線で示します。ただし、全文修正（更新）の場合は下線を付しておりません。

2 【訂正の内容】

第一部 証券情報

(12) その他

<訂正前>

（前略）

(e) 投資に伴う費用

（中略）

年間ファンド運営総費用(投資者が毎年支払う投資額の百分率)

	管理運用報酬	販売およびサービス (12b-1)報酬	その他の費用	年間ファンド 運営費用総額	費用の払戻し*	費用の 払戻し後の 年間ファンド 運営費用総額
クラスM受益証券	0.39%	0.50%	0.24%	1.13%	-0.12%	1.01%

*2025年2月28日までの間、ファンドの費用を制限するパトナム・インベストメント・マネジメント・エルエルシー(Putnam Investment Management, LLC)(以下「管理運用会社」という。)の契約上の義務を反映している。かかる義務は、受託者会の承認を得た場合に限り、変更または中止することができる。

(f) 前記費用の具体例(米ドル表示)

（後略）

<訂正後>

（前略）

(e) 投資に伴う費用

（中略）

年間ファンド運営総費用(投資者が毎年支払う投資額の百分率)

	管理運用報酬	販売および サービス (12b-1)報酬	その他の費用	年間ファンド 運営費用総額	費用の払戻し*	費用の 払戻し後の 年間ファンド 運営費用総額
クラスM受益証券	0.39%	0.50%	0.24%	1.13%	-0.12%	1.01%

*2025年2月28日までの間、ファンドの管理運用会社であるフランクリン・アドバイザーズ・インク(Franklin Advisers, Inc.)^(注)(以下「フランクリン・アドバイザーズ」または「管理運用会社」という。)のファンドの費用を制限する契約上の義務を反映している。かかる義務は、受託者会の承認を得た場合に限り、変更または中止することができる。

(注) 2024年7月15日付で、パトナム・インベストメント・マネジメント・エルエルシー(以下「パトナム・マネジメント」という。)は、パトナム・マネジメントとファンドの間の運用契約に基づく権利と義務のすべてをフランクリン・アドバイザーズに譲渡し、当該時点でフランクリン・アドバイザーズは管理運用会社の職務を承継した。

(f) 前記費用の具体例(米ドル表示)

（後略）

第二部 ファンド情報

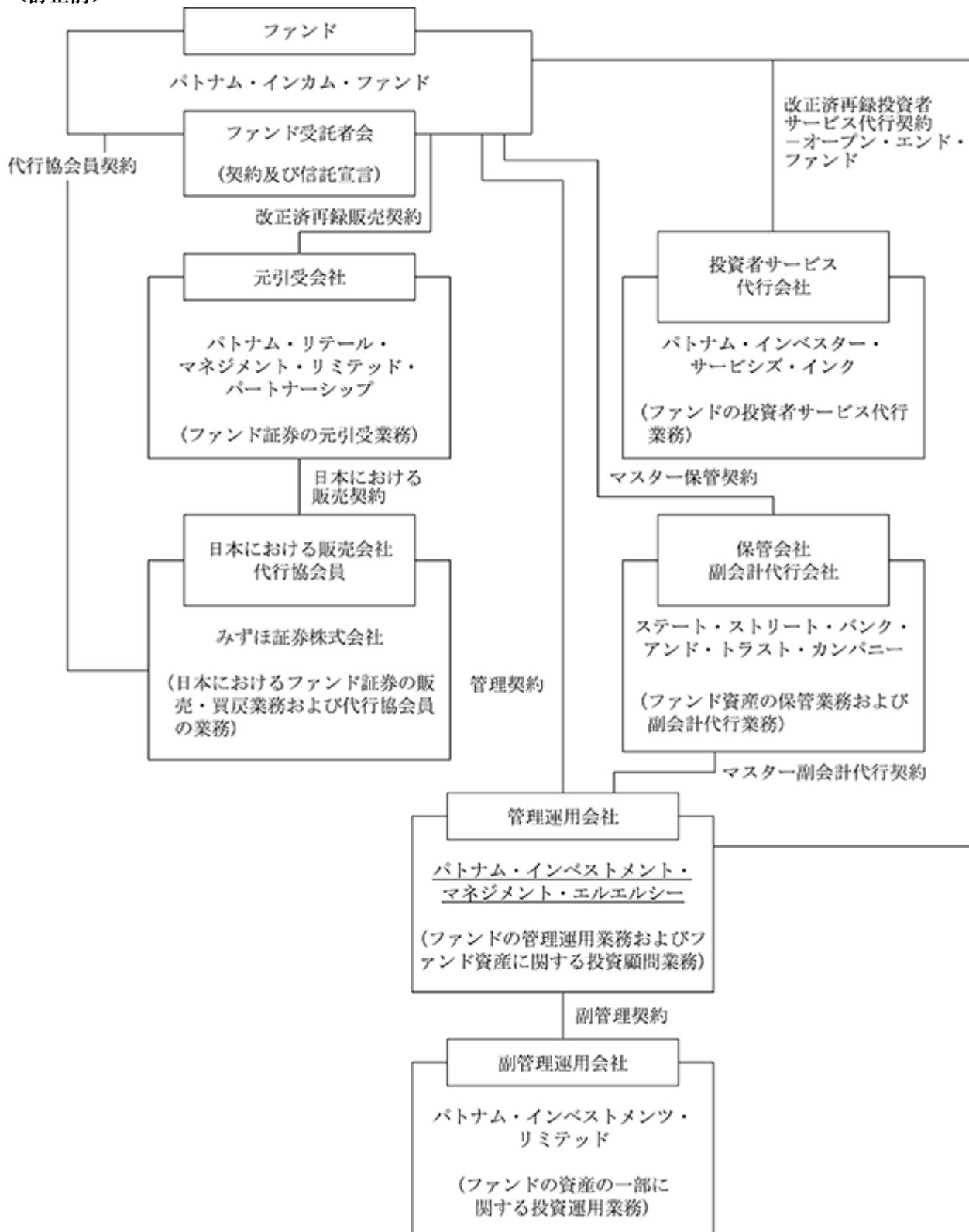
第1 ファンドの状況

1 ファンドの性格

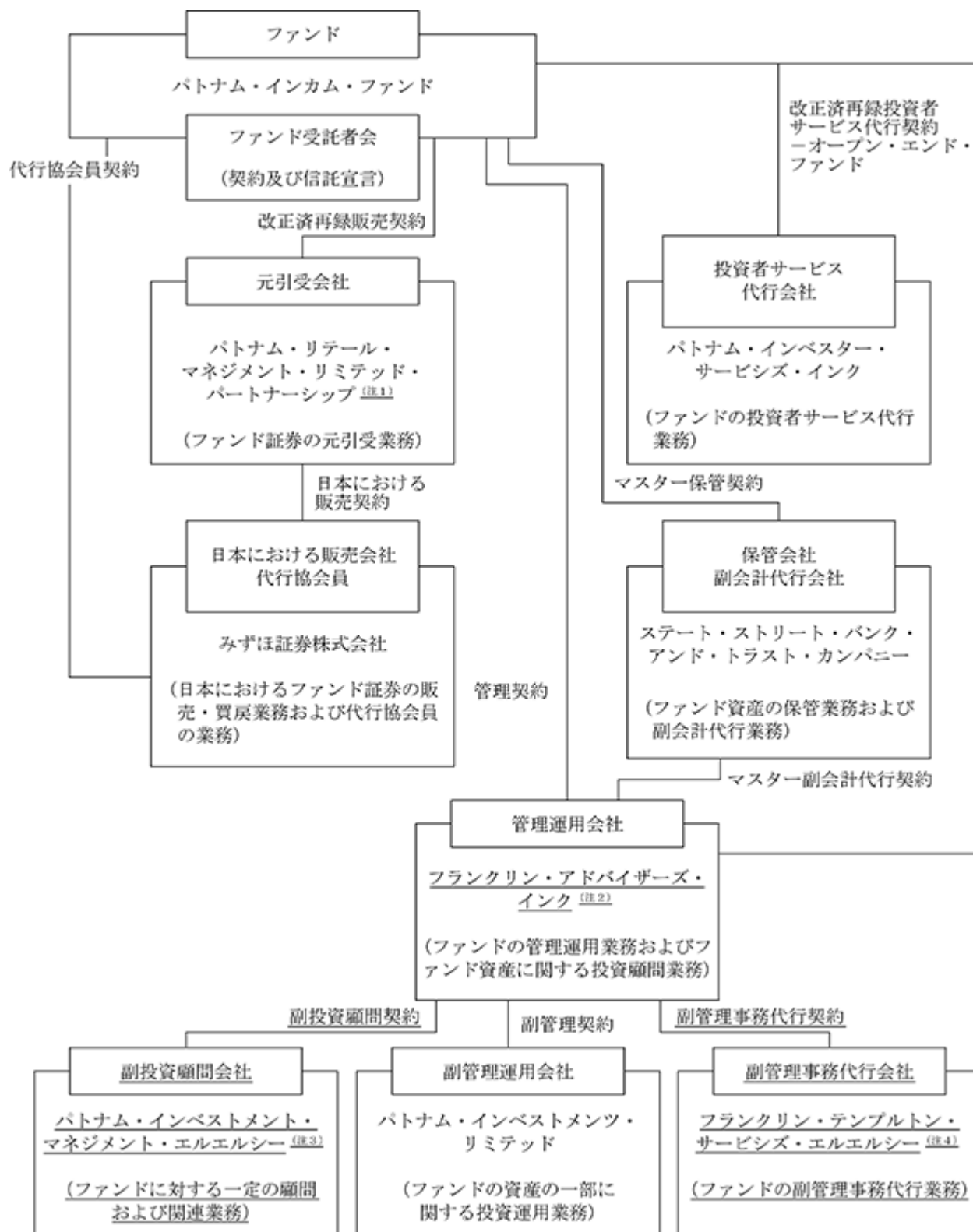
(3) ファンドの仕組み

① ファンドの仕組み

<訂正前>



<訂正後>



(注1) 元引受会社は、2024年8月2日頃にフランクリン・ディストリビューターズ・エルエルシーに変更される予定である。以下同じ。

(注2) 2024年7月15日付で、管理運用会社はパトナム・マネジメントからフランクリン・アドバイザーズに変更された。以下同じ。

(注3) 2024年7月15日付で、パトナム・マネジメントが副投資顧問会社として追加された。以下同じ。

(注4) 2024年6月1日付で、フランクリン・テンブルトン・サービシズ・エルエルシーが副管理事務代行会社として追加された。以下同じ。

② 管理運用会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

<訂正前>

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
パトナム・インベストメント・マネジメント・エルエルシー (Putnam Investment Management, LLC)	管理運用会社	2024年1月1日付でファンドとの間で管理契約を締結。管理契約は、管理運用会社がファンドの管理運用業務およびファンド資産に関する投資顧問業務を行う旨規定している。
パトナム・インベストメンツ・リミテッド (Putnam Investments Limited) (以下「副管理運用会社」という。)	副管理運用会社	2024年1月1日付で管理運用会社との間で副管理契約を締結。副管理契約は、管理運用会社が、適宜定める一部のファンド資産を、副管理会社が別途運用する旨を規定している。
ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー (State Street Bank and Trust Company) (以下「保管会社」または「副会計代行会社」という。)	保管会社 副会計代行会社	2007年1月1日付でファンドとの間でマスター保管契約を締結(2021年6月25日付改正済)。マスター保管契約は、保管会社がファンド資産の保管業務を行う旨を規定している。 2007年1月1日付で管理運用会社との間でマスター副会計代行契約を締結(2021年6月25日付で契約改正済および2021年6月25日付で付属文書A改正済)。マスター副会計代行契約は、ファンド資産について一定の会計および記帳業務を提供する旨を規定している。
パトナム・インベスター・サービス・インク (Putnam Investor Services, Inc.) (以下「投資者サービス代行会社」という。)	投資者 サービス代行会社	2013年7月1日付(2023年4月4日付で付属文書A改正済)でファンドおよび管理運用会社との間で改正済再録投資者サービス代行契約ーオープン・エンド・ファンドを締結。投資者サービス代行会社が、受益者口座の開設、維持および登録事務（関連する一切の租税上その他の報告義務を含むが、これらに限られない。）ならびにファンドの受益証券の売却に関して行われる投資および買戻し手続に関してファンドが要求する一切のサービスを提供する旨規定している。
パトナム・リテール・マネジメント・リミテッド・パートナーシップ (Putnam Retail Management Limited Partnership) (以下「元引受会社」という。)	元引受会社	2024年1月1日付でファンドとの間で改正済再録販売契約を締結。ファンド証券の元引受業務について規定している。 販売契約は、元引受会社がファンドの受益証券の販売業務を行う旨を規定している。
みずほ証券株式会社 (以下「代行協会員」または「販売会社」という。)	日本における 代行協会員および 販売会社	1997年7月23日付でファンドとの間で代行協会員契約を締結(2015年12月24日付改正済)。代行協会員契約は、代行協会員が、目論見書の配布、ファンド証券1口当りの純資産価格の公表、日本の適用法規に従い作成が求められる文書の配布を行う旨を規定している。 1997年8月18日付でファンドの元引受会社との間で日本における販売契約を締結。日本における販売契約は、日本における販売会社が、日本におけるファンド証券の販売・買戻業務を行う旨を規定している。

<訂正後>

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
フランクリン・アドバイザーズ・インク (Franklin Advisers, Inc.)	管理運用会社	2024年7月15日付でファンドとの間で管理契約を締結。管理契約は、管理運用会社がファンドの管理運用業務およびファンド資産に関する投資顧問業務を行う旨規定している。
パトナム・インベストメンツ・リミテッド (Putnam Investments Limited) (以下「副管理運用会社」という。)	副管理運用会社	2024年7月15日付で管理運用会社との間で副管理契約を締結。副管理契約は、管理運用会社が、適宜定める一部のファンド資産を、副管理会社が別途運用する旨を規定している。
パトナム・インベストメント・マネジメント・エルエルシー (以下「パトナム・マネジメント」または「副投資顧問会社」という。)	副投資顧問会社	2024年7月15日付で管理運用会社との間で副投資顧問契約を締結。副投資顧問契約は、副投資顧問会社が、ファンドに対する一定の顧問および関連業務を行う旨規定している。
ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー (State Street Bank and Trust Company) (以下「保管会社」または「副会計代行会社」という。)	保管会社 副会計代行会社	2007年1月1日付でファンドとの間でマスター保管契約を締結(2021年6月25日付改正済)。マスター保管契約は、保管会社がファンド資産の保管業務を行う旨を規定している。 2007年1月1日付で管理運用会社との間でマスター副会計代行契約を締結(2021年6月25日付で契約改正済および2021年6月25日付で付属文書A改正済)。マスター副会計代行契約は、ファンド資産について一定の会計および記帳業務を提供する旨を規定している。
パトナム・インベスター・サービス・インク (Putnam Investor Services, Inc.) (以下「投資者サービス代行会社」という。)	投資者 サービス代行会社	2013年7月1日付(2023年4月4日付で付属文書A改正済)でファンドおよび管理運用会社との間で改正済再録投資者サービス代行契約ーオープン・エンド・ファンドを締結。投資者サービス代行会社が、受益者口座の開設、維持および登録事務（関連する一切の租税上その他の報告義務を含むが、これらに限られない。）ならびにファンドの受益証券の売却に関して行われる投資および買戻し手続に関してファンドが要求する一切のサービスを提供する旨規定している。
パトナム・リテール・マネジメント・リミテッド・パートナーシップ (Putnam Retail Management Limited Partnership) (以下「元引受会社」という。) (注)	元引受会社	2024年1月1日付でファンドとの間で改正済再録販売契約を締結。ファンド証券の元引受業務について規定している。 販売契約は、元引受会社がファンドの受益証券の販売業務を行う旨を規定している。
フランクリン・テンブルトン・サービス・エルエルシー (Franklin Templeton Services, LLC) (以下「副管理事務代行会社」という。)	副管理事務代行会社	管理運用会社とファンドの特定の管理業務および設備を提供する契約を締結している。
みずほ証券株式会社 (以下「代行協会員」または「販売会社」という。)	日本における 代行協会員および 販売会社	1997年7月23日付でファンドとの間で代行協会員契約を締結(2015年12月24日付改正済)。代行協会員契約は、代行協会員が、目論見書の配布、ファンド証券1口当りの純資産価格の公表、日本の適用法規に従い作成が求められる文書の配布を行う旨を規定している。 1997年8月18日付でファンドの元引受会社との間で日本における販売契約を締結。日本における販売契約は、日本における販売会社が、日本におけるファンド証券の販売・買戻業務を行う旨を規定している。

(注) 元引受会社は、2024年8月2日頃に、改正済再録販売契約に基づき、パトナム・リテール・マネジメント・リミテッド・パートナーシップからフランクリン・ディストリビューターズ・エルエルシーに変更される予定である。

④ 管理運用会社の概要

「④ 管理運用会社の概要」は「④ ファンドの概要」として以下の内容に更新されます。

ファンド	パトナム・インカム・ファンド
①設立準拠法	ファンドは、1954年10月13日に設立されたマサチューセッツ州の会社であるザ・パトナム・インカム・ファンド・インクを後継して、1982年8月13日に設立されたマサチューセッツ・ビジネス・トラストである。 ファンドは、1940年法に基づくオープン・エンド型分散投資会社であり、その受益権を表章する授権された受益証券を無制限に発行することができる。
②監督当局の概要	ファンドまたはその一定の業務に対し管轄権を有する監督官庁の中にはSECおよび州の監督機関もしくは監督当局がある。詳しくは「(6) 監督官庁の概要」を参照のこと。
③事業の目的	ファンドは、主として証券、債務証券ならびにその他の金融性証書および権利に関する投資管理を投資者に提供することを目的としている。
④沿革	1954年10月13日 マサチューセッツ州の会社として設立 1982年8月13日 マサチューセッツ・ビジネス・トラストとして設立、契約及び信託宣言締結 1989年4月7日 改正済再録契約及び信託宣言締結 2014年4月17日 改正済再録契約及び信託宣言締結
⑤資本金の額	該当なし。
⑥大株主の状況	2024年1月31日現在のファンドの発行済クラスM受益証券の5%以上を保有する者みずほ証券株式会社、日本、東京（99.81%）

2 投資方針

(3) 運用体制

<訂正前>

(前略)

ファンドの管理運用会社

(中略)

管理運用会社の所在地は、アメリカ合衆国 02110 マサチューセッツ州 ボストン市フェデラル・ストリート
100番である。

(後略)

<訂正後>

(前略)

ファンドの管理運用会社

(中略)

管理運用会社の所在地は、アメリカ合衆国 94403 カリフォルニア州 サン・マテオ市 フランクリン・パー
クウェイ 1 番である。

(後略)

3 投資リスク

(1) リスク要因

<訂正前>

(前略)

ポートフォリオ組入投資対象

ファンドのポートフォリオのより詳細な情報に関しては、管理運用会社のウェブサイト (www.putnam.com/individual) において、各月末後およそ15日目よりファンドの組入投資対象の上位10銘柄と関連するポートフォリオ情報を参照することができ、また、各月末後8営業日目からポートフォリオ組入投資対象の完全な明細を月次で参照することができる。この情報は、少なくともファンドが証券取引委員会（SEC）に対してフォームN-CSRまたは公表されているN-PORT)を提出するまで、当該情報の日付を含む期間、当該ウェブサイト提供され続ける。当該期間後この情報はSECのウェブサイト<http://www.sec.gov>において見ることができる。

<訂正後>

(前略)

ポートフォリオ組入投資対象

ファンドのポートフォリオのより詳細な情報に関しては、管理運用会社のウェブサイト (www.putnam.com/individual) において、各月末後およそ5営業日目以降よりファンドの組入投資対象の上位10銘柄と関連するポートフォリオ情報を参照することができ、また、各月末後遅くとも15暦日目からポートフォリオ組入投資対象の完全な明細を月次で参照することができる。この情報は、少なくともファンドが証券取引委員会（SEC）に対してフォームN-CSRまたは公表されているN-PORT)を提出するまで、当該情報の日付を含む期間、当該ウェブサイト提供され続ける。当該期間後この情報はSECのウェブサイト<http://www.sec.gov>において見ることができる。

4 手数料等及び税金

(3) 管理報酬等

<訂正前>

(a) 管理運用報酬

ファンドの受益者は、管理運用会社との間の2024年1月31日付の新たな管理契約（以下「管理契約」という。）を承認した。管理契約の条件（報酬に関する条件を含む。）は、ファンドと管理運用会社との間の2014年2月27日付の従前の管理契約（以下「旧管理契約」という。）の条件と実質的に同等である。本統合取引に関連して、受益者に対し、管理契約を承認するよう求めた。本統合取引の結果、パトナム・ホールディングスの完全子会社であり、かつ、ファンドの管理運用者である管理運用会社は、フランクリン・テンプルトンの間接完全子会社となった。1940年法に基づき、本統合取引により、旧管理契約およびファンドに関して本統合取引の実施前に管理運用会社と副管理運用会社との間に締結されていた関連ある副管理契約が自動的に終了した。

管理運用会社はまた、ファンドに関して、管理契約の発効時に効力を生じる新たな副管理契約（以下「副管理契約」という。）を締結した。副管理契約の条件は、ファンドに関する従前の副管理契約の条件と実質的に同等である。

管理契約に基づき、ファンドは、管理運用会社に月次報酬を支払う。報酬は、月次のファンドの平均純資産に対して適用される料率で計算される。料率は、管理運用会社が管理する他のオープン・エンド型ファンド（これには本ファンドも含まれるが、パトナム上場ファンドは含まれない。）の純資産総額(ファンド資産の「二重計算」を回避するために必要な範囲において、他のパトナム・ファンドに対して投資されたファンドの純資産あるいは他のパトナム・ファンドにより投資されたファンドの純資産を除き、当該月の各営業日の終了時に決定される。)の月額平均(「オープン・エンド型ミューチュアル・ファンド平均純資産総額」)に基づく。

(中略)

以下の表は、直近3会計年度に関して、該当する管理契約に従いファンドが支払った管理運用報酬である。

会計年度	管理運用報酬	管理運用報酬放棄額	放棄額がない場合の管理運用報酬
2023年	4,027,286米ドル	1,891,138米ドル	5,918,424米ドル
2022年	7,237,895米ドル	2,880,368米ドル	10,118,263米ドル
2021年	10,570,718米ドル	3,840,316米ドル	14,411,034米ドル

直近会計年度、2022および2021会計年度の管理運用報酬の放棄金額は、下記の「ファンドに適用される費用制限」に記載された取り決めにより生じたものである。

(中略)

(b) 副管理運用報酬

管理運用会社は、その関連会社である副管理運用会社を管理運用会社が適宜指定するファンドの資産の投資判断のために確保している。副管理運用会社は、現在ファンドの資産の運用を行っていない。副管理運用会社がファンドの資産の運用を行う場合には、管理運用会社(ファンドではない。)は、副管理運用会社に対し、副管理運用会社のサービスの対価として、四半期毎の副管理運用報酬を、副管理運用会社により運用されるファンドの資産の平均純資産額の年率0.20%の料率で支払う。

(c) 保管報酬および投資者サービス代行報酬

(中略)

(d) 販売計画報酬

(中略)

2023年10月31日に終了した会計年度にファンドが元引受会社に支払った販売計画報酬は、クラスM証券について187,153米ドルであった。

<訂正後>

(a) 管理運用報酬

ファンドの受益者は、パトナム・マネジメントとの間の2024年1月31日付の新たな管理契約（以下「管理契約」という。）を承認した。管理契約の条件（報酬に関する条件を含む。）は、ファンドとパトナム・マネジメントとの間の2014年2月27日付の従前の管理契約（以下「旧管理契約」という。）の条件と実質的に同等である。本統合取引に関連して、受益者に対し、管理契約を承認するよう求めた。本統合取引の結果、パトナム・ホールディングスの完全子会社であり、かつ、ファンドの管理運用者であるパトナム・マネジメントは、フランクリン・テンプルトンの間接完全子会社となった。1940年法に基づき、本統合取引により、旧管理契約およびファンドに関して本統合取引の実施前にパトナム・マネジメントと副管理運用会社との間に締結されていた関連ある副管理契約が自動的に終了した。

管理運用会社はまた、ファンドに関して、管理契約の発効時に効力を生じる新たな副管理契約（以下「副管理契約」という。）を締結した。副管理契約の条件は、ファンドに関する従前の副管理契約の条件と実質的に同等である。

2024年7月15日付で、パトナム・マネジメントは、パトナム・マネジメントとファンドとの間の既存の管理契約に基づく権利および義務のすべてを、譲渡引受契約によって管理運用会社に譲渡（以下「本譲渡」という。）し、管理運用会社は新たな管理契約（以下「新管理契約」という。）に従ってファンドの管理運用会社の職務を引き受けた。新管理契約の条件は、ファンドの従前の管理契約の条件と実質的に同等であり、新管理契約の下で支払われる報酬は、従前の管理契約の下で支払われる手数料と同一である。パトナム・マネジメントがスポンサーとなっている他のオープン・エンド型ファンドの純資産総額の月次平均（ファンド資産の「二重計算」を回避するために必要な範囲において、該当する他のファンドに対して投資されたファンドの純資産あるいは該当する他のファンドにより投資されたファンドの純資産を除く。）（以下「オープン・エンド型ミューチュアル・ファンド平均純資産総額」という。）に基づいて報酬料率が決定されるすべてのファンドの管理運用報酬料率の決定に継続性を持たせるため、譲渡引受契約には、オープン・エンド型ミューチュアル・ファンド平均純資産総額の算出に算入される各ファンドの資産が、引き続きパトナム・マネジメントがスポンサーとなるオープン・エンド型ファンドとみなされることを、管理運用会社とパトナム・マネジメントが確認する旨が規定された。

本譲渡に関連して、2024年7月15日付で、パトナム・マネジメントは、パトナム・マネジメントと副管理運用会社との間のファンドに関する副管理契約に基づく権利および義務のすべてを、譲渡引受契約によって管理運用会社に譲渡し、その結果、ファンドに関する新たな副管理契約が締結された。新たな副管理契約は、従前の副管理契約に代わるものであり、実質的に同等の条件を有している。

新管理契約に基づき、ファンドは、管理運用会社に月次報酬を支払う。報酬は、月次のファンドの平均純資産に対して適用される料率で計算される。料率は、管理運用会社が管理する他のオープン・エンド型ファンド（これには本ファンドも含まれるが、パトナム上場ファンドは含まれない。）の純資産総額（ファンド資産の「二重計算」を回避するために必要な範囲において、他のパトナム・ファンドに対して投資されたファンドの純資産あるいは他のパトナム・ファンドにより投資されたファンドの純資産を除き、当該月の各営業日の終了時に決定される。）の月額平均（「オープン・エンド型ミューチュアル・ファンド平均純資産総額」）に基づく。

（中略）

以下の表は、直近3会計年度に関して、該当する管理契約に従いファンドが支払った管理運用報酬である。

会計年度	管理運用報酬	管理運用報酬放棄額	放棄額がない場合の管理運用報酬
2023年 [*]	4,027,286米ドル	1,891,138米ドル	5,918,424米ドル
2022年	7,237,895米ドル	2,880,368米ドル	10,118,263米ドル
2021年	10,570,718米ドル	3,840,316米ドル	14,411,034米ドル

*2024年7月15日付で、管理運用会社はパトナム・インベストメント・マネジメント・エルエルシーからフランクリン・アドバイザーズ・インクに変更された。

直近会計年度、2022および2021会計年度の管理運用報酬の放棄金額は、下記の「ファンドに適用される費用制限」に記載された取り決めにより生じたものである。

（中略）

(b) 副管理運用報酬

管理運用会社は、その関連会社である副管理運用会社を管理運用会社が適宜指定するファンドの資産の投資判断のために確保している。副管理運用会社は、現在ファンドの資産の運用を行っていない。副管理運用会社がファンドの資産の運用を行う場合には、管理運用会社(ファンドではない。)は、副管理運用会社に対し、副管理運用会社のサービスの対価として、四半期毎の副管理運用報酬を、副管理運用会社により運用されるファンドの資産の平均純資産額の年率0.20%の料率で支払う。

(c) 副投資顧問報酬

管理運用会社は、その関連会社であるパトナム・マネジメントに一定の顧問および関連業務の提供を委託している。パトナム・マネジメントがファンドにかかる業務を提供する際のコストに基づき、(ファンドではなく)管理運用会社が、パトナム・マネジメントに対して月次報酬を支払う。かかる報酬には、フランクリン・テンプレトンの移転価格方針に従い、適用される税制／移転価格規制に沿って決定され、随時改訂されるマークアップが含まれる場合があるが、当該コストに15%を超えて上乗せされることはない。

(d) 保管報酬および投資者サービス代行報酬

(中略)

(e) 販売計画報酬

(中略)

2023年10月31日に終了した会計年度にファンドが元引受会社に支払った販売計画報酬は、クラスM証券について187,153米ドルであった。

(f) 副管理事務代行報酬

副管理事務代行会社は管理運用会社との間で契約を締結し、ファンドに一定の管理業務および設備を提供している。副管理事務代行会社はフランクリン・テンプレトンの間接的な完全子会社である。副管理事務代行会社が提供する管理業務には、帳簿、記録、税務および財務報告書の作成および維持、ならびに規制要件の遵守の監視等が含まれる。管理運用会社は、副管理事務代行会社に対し、以下の月次報酬を支払う。

ファンドの平均日次純資産のうち	2億米ドル以下の部分について	0.150%
ファンドの平均日次純資産のうち	2億米ドル超 7億米ドル以下の部分について	0.135%
ファンドの平均日次純資産のうち	7億米ドル超 12億米ドル以下の部分について	0.100%
ファンドの平均日次純資産のうち	12億米ドル超 の部分について	0.075%

月次報酬は管理運用会社により支払われ、ファンドの追加費用とならない。

第三部 特別情報

第1 管理会社の概況

「第1 管理会社の概況」は、以下の内容に更新されます。

1 管理会社の概況

(1) 資本金の額

該当なし。

(2) ファンドの機構

上記「第二部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、1 ファンドの性格、(3) ファンドの仕組み、

③ 受託者」を参照のこと。

2 事業の内容及び営業の概況(無監査)

ファンドは、組入証券の購入、売却、申込みおよび交換ならびにファンド資産に直接または間接に付随する権利の行使を含む管理・運用業務を行う。

フランクリン・アドバイザーズ・インクはファンドの管理運用会社である。ファンドの保管会社であるステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーは、ファンド資産の管理、ファンド資産のすべての必要な勘定および記録の維持、および非米国副保管会社または非米国副証券保管会社を任命する責任を負う。

3 管理会社の経理状況

該当なし。

4 利害関係人との取引制限

ファンドの組入証券は、ファンドの受託者、ファンドの管理運用会社として行為するフランクリン・アドバイザーズ・インクもしくはその関係法人またはそれらの取締役、役員、従業員もしくは関係者(管理運用会社が実質的に認識するところにより、自己または他の名義(ノミニー名義を含む。))をもってするを問わず、自己の勘定でこれらの会社の発行済株式総額の5%以上の株式を保有する株主を含む。)であって、本人自らまたは自己の勘定で行為する者との間で売買または貸付けることができない。ただし、取引がファンドの目論見書および補足情報報告書に定められた投資制限を遵守し、1940年法規則17a-7に従ったファンドの現行の適法な方針に合致している場合を除く。

5 その他

(1) 受託者および役員の変更

受託者の員数は、受託者によって定められ、3人以上とする。受託者は、受託者または受益者により選任される。受託者は、(i)かかる目的のために招集される受益者集会において、ファンドの発行済受益証券の3分の2以上の賛成により、または(ii)受託者の3分の2以上の賛成により更迭される。受託者または受益者により選任された各受託者の任期は、同人の退職、辞任、更迭もしくは死亡まで、または受託者の選任を目的に招集される次の受益者集会まで、およびその後継者が選任され資格が付与されるまでとする。

(2) 契約および信託宣言の変更

契約及び信託宣言は、議決権付受益証券の過半数を所有する受益者の議決によりその旨が授權された場合、当該時在職している受託者の過半数が署名した証書により、いつでも変更することができる。ただし、①ファンドの名称の変更または省略部分の補充、曖昧性の修正または契約及び信託宣言に記載された不完全もしくは不一致条項の是正、修正もしくは補充、または②受託者がその絶対裁量により、受益証券のいずれかのシリーズまたはクラスの受益者に重大な影響を与えるものではないと判断する改訂については、受益者の議決による授權を必要としない。

(3) 訴訟事件その他の重要事項

ファンドに重要な悪影響を与え、または与えることが予想される未公表の事実はない。

ファンドの会計年度の最終日は、10月31日である。

第2 その他の関係法人の概況

1 名称、資本金の額及び事業の内容

<訂正前>

- (1) パトナム・インベスター・サービスズ・インク(Putnam Investor Services, Inc.)(「投資者サービス代行会社」)

(中略)

- (2) ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー(State Street Bank and Trust Company)(「保管会社」および「副会計代行会社」)

(中略)

- (3) パトナム・リテール・マネジメント・リミテッド・パートナーシップ(Putnam Retail Management, Limited Partnership)(「元引受会社」)

(中略)

- (4) パトナム・インベストメンツ・リミテッド(Putnam Investments Limited)(「副管理運用会社」)

(中略)

(2) 事業の内容

パトナム・インベストメンツ・リミテッドは英国籍の会社であり、管理運用会社の関連会社である。パトナム・インベストメンツ・リミテッドは、機関投資家およびリテール顧客に対して全範囲の国際投資顧問サービスを提供している。

- (5) みずほ証券株式会社(日本における「販売会社」および「代行協会員」)

(後略)

<訂正後>

(1) フランクリン・アドバイザーズ・インク(Franklin Advisers, Inc.)(「管理運用会社」)(1) 資本金の額

2024年3月末日現在、145,415,216米ドル^(注1)(約228億円)(無監査)

(注1) 全額払込み済み普通株式。

(注2) 米ドルの円貨換算は、便宜上、2024年5月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=156.74円)による。以下米ドルの円貨表示はすべてこれによる。

(2) 事業の内容

フランクリン・アドバイザーズ・インクはアメリカ合衆国 94403-1906 カリフォルニア州サン・マテオ市
フランクリン・パークウェイ 1 番に所在するファンドの管理運用会社である。管理運用会社はフランクリン・リソーシズ・インクの完全子会社である。管理運用会社およびその関連会社は、2024年5月31日現在、
合計で約1兆6,400億米ドルの資産を運用しており、1947年以来、投資運用業を営んでいる。

(2) パトナム・インベストメント・マネジメント・エルエルシー(Putnam Investment Management, LLC)
(「副投資顧問会社」)(1) 資本金の額

2024年3月末日現在、102,931,493米ドル^(注)(約161億円)(無監査)

(注) 全額払込み済み普通株式。

(2) 事業の内容

パトナム・インベストメント・マネジメント・エルエルシーは、アメリカ合衆国 02110 マサチューセッツ州 ボストン市 フェデラル・ストリート100番に所在するファンドの副投資顧問会社である。副投資顧問会社はフランクリン・テンプルトンの間接的な全額出資子会社である。副投資顧問会社およびその関連会社は、2024年5月31日現在、合計で約1兆6,400億米ドルの資産を運用しており、1947年以来投資運用業を営んでいる。

(3) パトナム・インベスター・サービシズ・インク(Putnam Investor Services, Inc.)(「投資者サービス代行会社」)

(中略)

(4) ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー(State Street Bank and Trust Company)(「保管会社」および「副会計代行会社」)

(中略)

(5) パトナム・リテール・マネジメント・リミテッド・パートナーシップ(Putnam Retail Management, Limited Partnership)(「元引受会社」)

(中略)

(6) パトナム・インベストメンツ・リミテッド(Putnam Investments Limited)(「副管理運用会社」)

(中略)

(2) 事業の内容

パトナム・インベストメンツ・リミテッドは英国籍の会社であり、管理運用会社の関連会社である。パトナム・インベストメンツ・リミテッドは、機関投資家およびリテール顧客に対して全範囲の国際投資顧問サービスを提供している。

(7) フランクリン・テンプルトン・サービシズ・エルエルシー(Franklin Templeton Services, LLC)(「副管理事務代行会社」)

(1) 資本金の額

2024年3月末日現在、15,649,418米ドル(約25億円)(無監査)

(2) 事業の内容

フランクリン・テンプルトン・サービシズ・エルエルシーは、フランクリン・テンプルトンの間接的な完全子会社である。フランクリン・テンプルトン・サービシズ・エルエルシーが提供する業務には、帳簿、記録、税務および財務報告書の作成および管理、ならびに規制要件の遵守の監視等が含まれる。

(8) みずほ証券株式会社(日本における「販売会社」および「代行協会員」)

(後略)

2 関係業務の概要

<訂正前>

(1) パトナム・インベスター・サービシズ・インク（「投資者サービス代行会社」）

(中略)

(2) ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー(「保管会社」および「副会計代行会社」)

(中略)

(3) パトナム・リテール・マネジメント・リミテッド・パートナーシップ（「元引受会社」）

(中略)

(4) パトナム・インベストメンツ・リミテッド（「副管理運用会社」）

管理運用会社が指定するファンドの資産の一部に関して投資顧問業務を提供する。

(5) みずほ証券株式会社(日本における「販売会社」および「代行協会員」)

(後略)

<訂正後>

(1) フランクリン・アドバイザーズ・インク（「管理運用会社」）

ファンドの管理運用会社およびファンドの資産に関する投資顧問として行為する。

(2) パトナム・インベストメント・マネジメント・エルエルシー（「副投資顧問会社」）

ファンドに対する一定の顧問および関連業務を提供する。

(3) パトナム・インベスター・サービスズ・インク（「投資者サービス代行会社」）

（中略）

(4) ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー（「保管会社」および「副会計代行会社」）

（中略）

(5) パトナム・リテール・マネジメント・リミテッド・パートナーシップ（「元引受会社」）

（中略）

(6) パトナム・インベストメンツ・リミテッド（「副管理運用会社」）

管理運用会社が指定するファンドの資産の一部に関して投資顧問業務を提供する。

(7) フランクリン・テンプルトン・サービスズ・エルエルシー（「副管理事務代行会社」）

管理運用会社が指定するファンドの資産の一部に関して管理事務代行業務を提供する。

(8) みずほ証券株式会社(日本における「販売会社」および「代行協会員」)

（後略）

3 資本関係

<訂正前>

管理運用会社、副管理運用会社、投資者サービス代行会社および元引受会社は、フランクリン・テンプルトンの間接的な全額出資会社である。

<訂正後>

管理運用会社、副管理運用会社、副投資顧問会社、投資者サービス代行会社、元引受会社および副管理事務代行会社は、フランクリン・テンプルトンの間接的な全額出資会社である。